

第51号議案

和解について

東京地方裁判所令和元年（ワ）第19175号損害賠償請求事件について、次のとおり和解を成立させるものとする。

令和4年3月3日提出

岐阜市長 柴橋正直

1 被告の所在地、名称及び代表者

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

沖電気工業株式会社 代表取締役 鎌上 信也

2 和解の方針

- (1) 被告は、本市に対し、和解金として3,123,515円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、本市に対し、前号の金員を、令和4年5月16日限り、本市が指定する口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は、被告の負担とする。
- (3) 本市は、その余の請求を放棄する。
- (4) 本市及び被告は、本市と被告との間には、本件に関し、前各号に掲げるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 本件に係る訴訟費用は、各自の負担とする。